



労働組合
紹介パンフレット
2021年版

Join us!

あなたも労働組合へ

日本国家公務員労働組合連合会（国公労連）

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-17-14 西新橋エクセルアネックス 3 階
TEL03-3502-6363 FAX03-3502-6362

あなたも 労働組合へ

たくさんの仲間ができます

労働組合って
なにをするんですか？

働く仲間が知恵を出
して、働き方や賃金
などの労働条件を改
善するところです！



職場に知り合いがなくて不安です。

労働組合に入ると、いろんな部署の方との交
流はもちろん、他の省庁で働く方とも交流が
できて、たくさんの仲間と知り合い
になれます。

この職場で
長く働きたいのですが

安心して働き続けられる職場をつくる
ため、労働組合でジェンダー平等な
どのとりくみもすすめています。一緒
により良い職場をつくりましょう！

まだ仕事がよくわからず不安です。
働き方についてもいろいろ悩みがあります。

賃金・働き方を改善する取り組みはもちろん、
パワハラやセクハラ、長時間残業をなくして、
働きやすい職場づくりを一緒にすすめよう。

職場の悩み、ご相談ください

労働組合の役割とは？

労働者は、働いて賃金を得ないと生活できません。しかし、労働者は使用者に対して圧倒的に不利な存在です。この労使関係を対等なものとするために労働組合がうまれました。職場で働く仲間があつまり団結して、私たちの要求実現と労働条件改善など、経済的や社会的な地位の向上をめざすのが労働組合です。

労働組合は、職場の一人ひとりの声を大切にし、話しあうなかで共通した要求をまとめ、その実現のため、みんなで行動する組織です。議論と行動を積みかさねるなかで、要求は実現にむけて前進します。



迷っているあなたに

人が減らされ、仕事は忙しく、早く帰りたくても帰れない職場。「なんとかしてほしい」というのが、多くの仲間たちの共通した気持ちではないでしょうか。

しかし、他人まかせでは労働条件は改善できません。働く人がバラバラでは、賃金の低下や定員削減、長時間過密労働に歯どめがかからず、心身の健康さえ壊されてしまいます。一人ひとりの「なんとかしてほしい」との思いをたばね、具体的な要求にねりあげて運動してこそ、職場を良くすることができます。

各省等の当局者を本気にさせて要求実現にむけて動かすかどうかは、どれだけ多くの職場の仲間が労働組合に結集しているかどうかがかぎをにぎっています。忙しいので、できる人がやればよいと思っていませんか？それは違います。あなたの声が、想いが必要です。あなたの加入を心からよびかけます。



より良い職場をつくろう

私達は、長時間労働や、サービス残業、人員不足など、職場で起こる身近で様々な問題について、アンケートを取ったり、組合員からの相談を受けて管理職と話し合いや交渉を行っています。

管理職が組合の意見を聞いてくれたり、交渉に応じてくれるのは、労働組合という、法律に定められた団体だからです。

職場環境の悩みや困った状況になったとき、自分一人で解決するには限界があります。組合員の誰かが困ったら組合員の輪で助け合う活動に若い皆さん一人ひとりの力が不可欠です。

ぜひみなさんも労働組合に加入して、一緒により良い職場を作っていきましょう！



全法務省労働組合 東京地方本部宇都宮支部 せきね さとこ 関根 聡子

一緒に楽しく活動しましょう

一人ではできないこと・限界に感じることも、労働組合なら学習会・イベント・交渉をはじめ、組織としてできること・解決できることが沢山あります。私たち一人ひとりの思いを言葉に出し、行動し、時に世間の荒波に晒されながらも屈せず、鬼滅の刃の如くたたかい動き続けるのが労働組合です。

労働組合との関わり方は人それぞれですが、気になる活動やイベントがあったら一度気軽に参加してみてください。困ったことがあったら、小さなことや愚痴に感じても労働組合に連絡してください。

愚痴も磨けば要求になります！（全厚生女性部）

一緒に楽しく活動しましょう♪



全厚生労働組合 近畿社会保険支部 なかにし えりか 中西 恵里佳

労働者の生活まもれ、国民生活をまもれ！

「働き方改悪」をストップさせ、賃上げ、安定した雇用実現を

政府や財界がすすめる「働き方」改革は、過労死などをより増大させる労働基準法の規制緩和です。

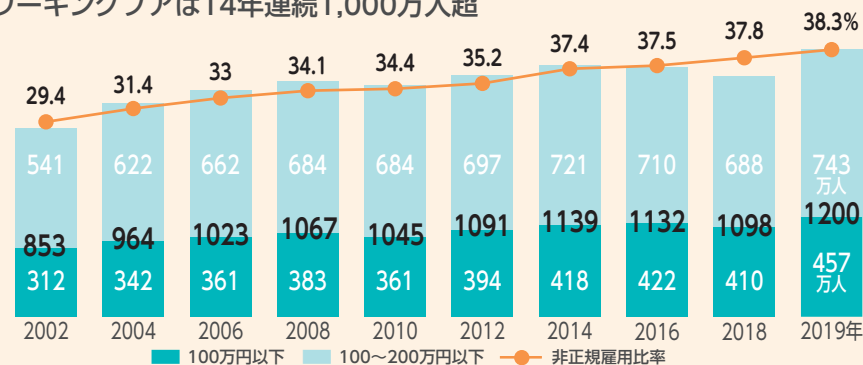
非正規雇用労働者は 2000 万人を超え、年収 200 万円以下のワーキングプアも 14 年連続で 1000 万人を超えています。労働者派遣法の改悪、正規雇用の削減、JALや旧社会保険庁での不当解雇、1997 年から下がり続ける労働者の実質賃金など、労働者の生活や雇用は悪化し続けています。



一方、法人税減税や下請け企業への単価切り下げなどによって、大企業の内部留保（2019 年）は 459 兆円を超えています。

大企業や富裕者層に応分の負担によって、弱者ほど重い負担になる 10%消費税の減税や社会保障財源などを確保するとともに、労働者の賃上げと安定した雇用の確保、中小企業支援で内需を拡大し景気回復をはかるべきです。

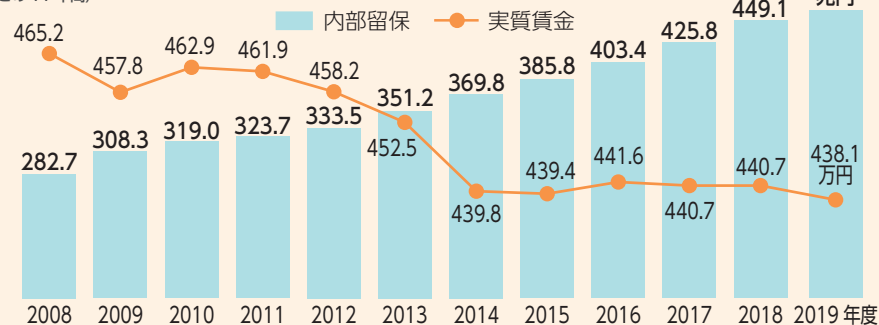
ワーキングプアは14年連続1,000万人超



出典：総務省「労働力調査」を加工し掲載 1年を通じて勤務し給与が 100 万円又は 200 万円以下の労働者数

大企業の内部留保は 1.6 倍増の 459.7 兆円、実質賃金は 27 万円減

(この 11 年間)



内部留保は財務省「法人企業統計」から金融・保険業を含む資本金 10 億円以上の大企業の推移。実質賃金は厚生労働省「毎月勤労統計調査」の実質賃金（年度）を国税庁「民間給与実態統計調査」の 2018 年の年間平均賃金（440.7 万円）を起点にして実額化した数字

なんでも相談できる。それが労働組合

私が組合に入って良かったなと思うこと 1 位は「相談できる人が増えること」です。

組合って、なんだかお堅そうな組織…と思う方もいると思います。正直私もそうでした。しかし、いざ組合に入ってみると、全くそんな雰囲気はなく、組合の色々な方がいつも若手組合員に対して「職場で困っていることはない？」と気にかけてくださいます。そこで伝えた意見が交渉で相手側に届き、職場環境が改善されていくと、本当に組合に入って良かったなと実感します。

職場を良くするためには、現場の声が不可欠です！ぜひ組合に入って色々な声を聞かせてください！



全司法労働組合 東京地裁支部 **かしわい りさこ 柏井 莉紗子**

安心して働ける職場であってほしい

皆さんは組合が何をしているのかわからない、組合に入るメリットは？など疑問に思うかと思いますが、私は過去 2 回労使交渉（組合が労働条件の改善を求めて経営者等に交渉する場）に参加し、そこで労働組合は私たちが安心して働ける環境づくりを本気で目指しているんだと感じました。組合が声を上げて現場の切実な声を経営者等に伝えることで、経営者等が考えるきっかけを作っているように思います。また、組合では交流機会を設けるため様々なイベント等の企画もしています。

こういったご時世ではありますが、団結して働きやすい職場環境を築いていきましょう！



全経済産業労働組合 北海道支部 **はやし よしあき 林 良明**

戦後労働組合はどうたたかってきたか

大幅賃上げも勝ちとってきた！

第2次世界大戦後、制定された日本国憲法では生存権が保障され、労働基本権（団結権・団体交渉権・団体行動権（争議権））が保障されました。労働者は、全国の職場で労働組合を結成しました。

1970年代にはアメリカによるベトナム侵略戦争反対、革新自治体確立など、平和と生活重視の春闘をたたかい、1974年にはインフレ反対の国民的なたたかいと結びつけて月額3万円以上の賃上げを実現しました。

労働組合に結集して、たたかってこそ労働者の生活と権利は守られ、要求は実現するのです。



戦後初のメーデー
＝1946年5月1日、東京・皇居前広場

私たちの運動で改善されました

- | | |
|----------------|--|
| 2000年以前 | 完全週休二日制の導入
育児休業・介護休暇の導入
年休の繰越し日数10日から20日へ
災害時における特別休暇の導入
ボランティア休暇の導入などなど |
| 2002年4月 | 子どもの看護休暇制度導入
育児・介護休業制度の拡充 |
| 2003年7月 | 喫煙対策の指針策定 |
| 2005年4月 | 育児・介護を行う職員の
早出・遅出勤務 |
| 2007年8月 | 育児のための
短時間勤務制度の施行
自己啓発等休業制度の施行 |
| 2009年4月 | 労働時間短縮
(8時間から7時間45分へ) |
| 2010年6月
10月 | 育児・介護のための
両立支援制度の拡充
期間業務職員制度の導入 |
| 2011年4月 | 非常勤職員の育児・介護のための
両立支援制度の拡充 |
| 2015年4月 | 非常勤職員への夏季における
年次休暇付与の弾力的運用措置 |
| 2018年4月 | 非常勤職員の給与の職務経験の
考慮、通勤手当の支給 |
| 2019年1月 | 非常勤職員の忌引き休暇取得制限解除と
結婚休暇制度新設 |
| 2020年1月 | 非常勤職員の夏季休暇新設 |



人事評価制度とは

任用、給与その他の人事管理は、人事評価にもとづいて行われています。評価制度は、重要な労働条件であり、その基準や評価手続き、フィードバック、苦情処理などは、公平・公正で納得できる制度でなければなりません。

そのためにも、評価基準にもとづく絶対評価、評価結果の全面開示、人材育成への活用、労働組合の参加による苦情処理制度などが必要であり、短期の評価結果を直接的に給与に反映させないためにも、労働組合の役割が重要です。

公務員労働運動は…

戦後、公務員労働者もいち早く労働組合を結成しました。当初は公務員にも労働三権が保障されていました。しかし1947年、公務員労働組合などが「2・1ゼネスト」で立ちあがろうとしたとき、当時、日本を統治していたアメリカ占領軍は、ゼネストを中止させ、その翌年、公務員から争議権や協約締結権を一方的に剥奪しました。

こうした弾圧のもとでも、公務員労働組合は、労働基本権回復の旗を高くかかげ、賃金・労働条件の改善や行政の民主化を実現してきました。

憲法違反の賃金引き下げ

公務員の賃金は、労働基本権制約の代償措置として毎年の人事院勧告にもとづいて決定されています。しかし政府は、戦後はじめて、人事院勧告を無視した大幅な賃下げ（平均7.8%）を2012年4月から押しつけてきました。

この人事院勧告にもとづかない賃下げは憲法違反として、国公労連と組合員370人の原告が東京地裁で「公務員賃下げ違憲訴訟」をたたかい、賃下げは2年間で終了させました。

しかし、最高裁は2017年10月20日、政府・国会の憲法違反の賃下げを正当化して「公務員賃下げ違憲訴訟」の上告を棄却しました。

これでは、公務員の権利はないに等しいものです。

国公労連は、憲法にもとづく労働基本権を回復させるために引きつづき奮闘しています。

評価制度のチェックポイント

評価のスタートは期首面談です。ノルマの押しつけではなく、なにを・いつまでに・どの水準が必要なのかを評価者と共有することが重要です。評価結果については、納得できる具体的な説明を求めましょう。

苦情への適切な対応と、申し出たものが不利益取扱いをうけないことが明記されています。納得できない場合は、職場の労働組合役員にご相談ください。



雇用・労働条件を守ろう — 私たちはモノではありません！

公務員の身分保障とは

国家公務員法第 75 条の規定は、公務員が全体の奉仕者（憲法第 15 条）であり、不当な圧力によって、国民のための公正、公平な行政を遂行することが妨げられることがないよう身分を保障しています。

同時に、民間企業で働く労働者の解雇規制と同じような意味ももっています。民間労働者の場合は、権利を濫用した解雇は無効ですが、公務員の場合には、降任や免職される事由が国家公務員法や人事院規則で定められています。

国家公務員法 第75条(身分保障)

職員は、法律又は人事院規則に定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはない。

労働契約法第16条(解雇)

解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。

許されない不当な分限免職(解雇)

厚生労働省は2009年12月末の社会保険庁の廃止・解体にあたって、525人もの同庁職員の分限免職（整理解雇）を強行しました。これに対して71人が人事院に分限免職処分取消請求を行い、人事院は25人の処分を取り消しました。処分取消とならなかった人が裁判でたたかいましたが、最高裁は不当にも上告を棄却しました。

社保庁の廃止は、年金記録問題など不祥事に対する国民の信頼回復が口実とされま



したが、解雇は政治のパワハラです。日本年金機構は発足時に324人の欠員が生じており、政府と厚労省による解雇（分限免職）回避努力義務違反は明白です。裁判闘争は終了しましたが、政府・厚生労働省に対して、違法・不当な解雇を撤回させるたたかいがつづいています。

基本的人権である労働基本権の保障は当然

労働基本権（団結権、団体交渉権および労働協約締結権、争議権）は、憲法が定める基本的人権であって公務員にも保障されなければなりません。日本の公務員は労働基本権が大幅に制約されていますが、先進諸国では公務員にも認められています。国際労働機関（ILO）は公務員の労働基本権をすみやかに回復するよう日本政府に求めています。

国公労連は、基本的人権に代償措置はありえないことから、労働基本権の完全回復をめざして運動をすすめています。

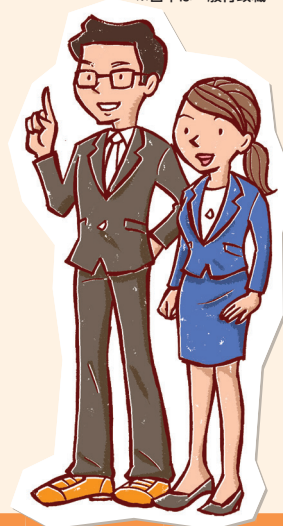
労働協約締結権が認められないのは日本だけ

国名	団 結 権	団体交渉権	争 議 権
アメリカ	(軍人、FBIの職員等を除く)	給与についてはなし (軍人、FBIの職員等を除く)	×
イギリス	(警察、軍人等を除く)	(警察、軍人等を除く)	(警察、軍人等を除く)
ドイツ		(官吏の協約締結権を除く)	(官吏を除く)
フランス	(軍人等を除く)	(軍人等を除く)	法が規定する範囲内で行使 (警察、軍人等を除く)
日 本	(警察、軍人の他、消防職員、監獄職員、海上保安庁職員を除く)	協約締結権はなし	×

※日本は一般行政職

公務員も一市民として 当たり前の自由を

休日に政党ビラを配布したことが国家公務員法違反にあたるとして逮捕・起訴された堀越事件。最高裁は2012年12月に無罪判決を下しました。公務員の政治的・市民的自由を一律に禁じていた最高裁判例（猿払判決）を実質的に変更するものです。国公労連は、公務員であっても一市民としてあたり前に政治活動ができる自由を求めています。



独立行政法人の職場では

独立行政法人とは

独立行政法人（独法）は、行政経費や定員（人員）を削減するためのツールとして 2001 年の省庁再編時に設立されました。国の機関から独立行政法人に移行された後も、国民生活や社会経済の安定等に資する業務に変わりはありません。

2005 年には試験研究機関や国立病院など 113 あった法人は、組織の統廃合などの独立行政法人「改革」がすすめられ、2020 年 4 月現在で 87 にまで削減されています。また、法人財政の基盤である国からの運営費交付金は毎年削減されており、運営に支障をきたしています。国民生活の向上、安全・安心を守るため、国公労連は運営費交付金の拡充を求めるとりくみをすすめています。

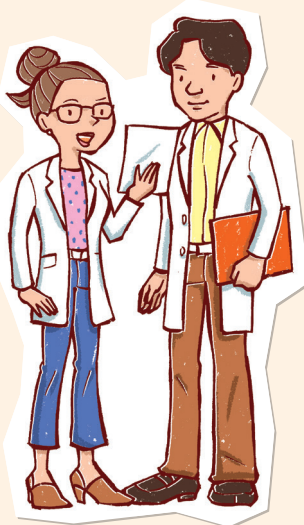
独法の「抜本的見直し」は、国民生活や社会経済の安定をそこなう

政府は、「民でできるものは民で」を原則とした独立行政法人の制度見直しや組織の統廃合などの「改革」をすすめています。

独立行政法人通則法には、法人が行う業務を「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要」と定めています。しかし政府は、ビジネスチャンスを広げるために民営化しようとしています。これでは、公共サービスが切り捨てられ、国民の安全・安心、権利がそこなわれてしまいます。

独法の事務・事業は国の責任で存続を

国公労連は、「公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業であって、民間に委ねた場合には必ずしも実施されない恐れがあるもの」（独立行政法人通則法）を担っている独立行政法人等の事務・事業の存続・拡充を国の責任で行うことを求めています。



非常勤職員のなかまは

非常勤職員の現状

いまや、国の機関で働く非常勤職員は全体で 8 万人を超えています。非常勤職員は、フルタイムでも短時間勤務でも国家公務員法、人事院規則が適用される一般職国家公務員です。正規職員と同じように職務専念義務や守秘義務が課せられていますが、処遇は正規職員と大きく違い劣悪です。同一省庁でも職場ごとで違いがあります。

国公労連や非常勤職員の声と運動によって 2020 年から夏季休暇を実現しました。引き続き、処遇改善と均等待遇の実現をめざしています。

官製ワーキングプアなくすため公契約法の制定を

職場には非常勤職員とともに委託や派遣など様々な形態の労働者が増大しています。

業務委託や市場化テストの競争入札によって激しい価格競争が広がり、労働者の賃金がダンピングされ、生活することもままならない「官製ワーキングプア」といわれる労働者が急増しています。

国公労連は、同じ職場で働く仲間として、均等待遇の実現、公契約法（公共事業の水準と賃金等の確保）制定にむけた運動にとりくんでいます。

地方自治体における公契約条例は、2009 年に千葉県野田市で制定されて以降、2020 年 9 月現在で、「賃金下限規制」を含む条例は 24 自治体にまで広がっています。また、賃金下限設定のない理念条例・基本条例は 19 都道府県・31 区市、入札要綱による適正化は 20 自治体と運動が前進しています。



期間業務職員とは

期間業務職員とは、年度内任期の非常勤職員のことです。更新によって退職手当の通算、共済組合への加入ができます。公募によらない更新は連続 2 回が限度とされており、公募要件の撤廃が課題です。

非常勤の育児休業、育児時間、介護休暇

- 育児休業は、子が 1 歳に達するまで（特例として 1 歳 6 カ月まで）。
- 育児時間は、子が 3 歳に達するまで（1 日 2 時間以内）。
- 介護休暇は、連続する 93 日の期間内において必要と認められる期間（3 回まで分割可）が取得できます。

仲間どうしのたすけあい ― 国公共済会

国公労連のたすけあい活動

国公共済会は、国公労連が組合員を対象に運営している自主共済制度です。営利目的の保険会社と違い、「非営利」で運営しているのが大きな特長です。

1991年設立以来約 30 年間、組合員の生活をしっかり支えています。各種準備金積立額は27億円を超え(2021年 1 月末現在)、大きな災害(東日本大震災・熊本地震、台風等)があってもしっかり支払いができる安定的な運営をしています。

多くの仲間が国公共済会に加入することで、制度のさらなる充実・発展をはかることができ、国公労働者の経済的地位の向上にもつながります。

いろいろなリスクに備える総合共済

国公共済会は、病気・ケガ・交通事故・死亡・後遺障害・火災等のリスクを補償する充実のラインナップで、あなたの公務員生活を応援します。最大で一般死亡・障害 4,000 万円、入院日額 1 万円の保障が確保でき、年齢による掛け金アップはありません。(※生命特約共済を除く)

「小さな掛金」で「大きな安心」をお届けします。

組合員であれば誰でも加入OK

国公共済会は、国公労連の組合員であれば誰でも加入でき、退職後も継続して加入できます。生命基本共済・生命特約共済・医療共済は「健康告知基準」に該当している場合には加入できませんが、それ以外の制度は該当していても加入できます。治療終了後は、1 年経過すれば加入できます。

(民間生保は 5 年程度)

保障がいろいろ!!

生命基本共済 万が一に備えて(死亡・障害)

医療共済 病気やケガの入院・休業に備えて

交通災害共済 交通事故時のご自分の保障に

火災共済

個人賠償責任補償制度

年金共済

自動車共済

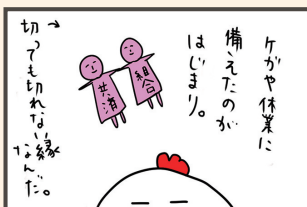
団結共済

慶弔共済

シニア共済

ワンコイン共済

※ご加入にあたっては、総合パンフレット・各種リーフレットを必ずご覧ください。



ライフステージに合わせて見直しが可能

国公共済会の制度は、年 1 回加入内容を見直すことができます。民間生命保険は10年から15年更新のものがほとんどであることとは対照的です。家族構成や年齢等ライフステージに合わせて柔軟に保障内容を設計できます。

不意の出費に備えて医療共済20口加入!

制度名	口数	掛金月額
生命基本	10 口	300 円
医 療	20 口	2,000 円
交通災害	2 口	200 円
掛金月額合計		2,500 円



- 「シングル」なら死亡保障は少しで充分(病氣死亡 100 万円)
- この掛金で入院日額 10,000 円、休業加療日額 5,000 円
- 64 歳まで同じ掛金だから、計画的に貯蓄にまわせます!

給付例 肺炎で 7 泊 8 日入院したとき

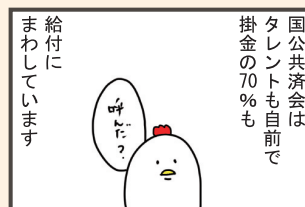
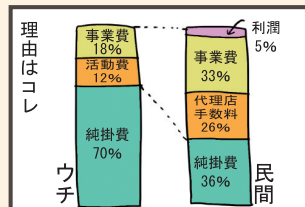
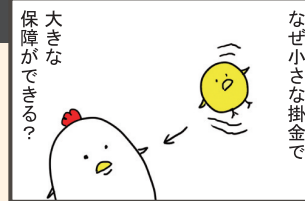
医療 20 口 × 500 円 × 8 日間 = **80,000 円** の給付

※上記以外にも後遺障害、交通災害通院、ケガ通院見舞金等の給付事由があります。

働き盛りの大きな責任もしっかりカバー!

制度名	口数	掛金月額
生命基本	200 口	6,000 円
医 療	20 口	2,000 円
交通災害	2 口	200 円
掛金月額合計		8,200 円

- 生命基本共済 200 口加入で死亡時に 2,000 万円保障。生命特約共済をプラスすれば、最大 4,000 万円の死亡保障を確保できます。
- 働けなくなったものの時(後遺障害・休業)も安心です。



組合新規加入の方には
もれなく

**ワンコイン共済
プレゼント!!**

(6カ月間)



ワンコイン共済とは

生命基本共済(5 口)、医療共済(3 口)、交通災害共済(0.5 口)を組み合わせた制度です。月掛金 500 円で、普通死亡で 50 万円、交通事故入院で日額 3,500 円等の給付があります。 ※ワンコイン共済プレゼント期間中に限り、他の制度と重複して加入できます。



みんなで作るみんなの
国公共済会
日本国家公務員労働組合連合会共済会

お問い合わせは

0120-88-9031

URL ▶ <http://www.kyousai.jp/> E-mail ▶ info@k-kyosai.jp



資料請求

総理府関係労働組合連絡会（総理府労連）	TEL 03-3502-6363
〒105-0003 東京都港区西新橋 1-17-14 西新橋エクセルアネックス 3F 国公労連内	
全行管職員組合（全行管）	TEL 03-5253-5111
〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合庁 2 号館 総務省内	
全法務省労働組合（全法務）	TEL 03-3580-0584
〒100-8977 東京都千代田区霞が関 1-1-1 法務省内	
全国税関労働組合（全税関）	TEL 03-3507-0645
〒100-8940 東京都千代田区霞が関 3-1-1 財務省内	
全国税労働組合（全国税）	TEL 03-3581-3678
〒100-8940 東京都千代田区霞が関 3-1-1 財務省内	
文部科学省関係労働組合協議会（文労）	TEL 03-3502-6363
〒105-0003 東京都港区西新橋 1-17-14 西新橋エクセルアネックス 3F 国公労連内	
全厚生労働組合（全厚生）	TEL 03-3501-4881
〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合庁 5 号館	
全日本国立医療労働組合（全医労）	TEL 03-5940-8600
〒170-0005 東京都豊島区南大塚 1-48-3	
全経済産業労働組合（全経済）	TEL 03-3580-5707
〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 経済産業省内	
国土交通労働組合	TEL 03-3580-4244
〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 国土交通省内	
全情報通信労働組合（全通信）	TEL 03-3509-7737
〒100-0013 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合庁 2 号館 11F	
全労働省労働組合（全労働）	TEL 03-3502-6787
〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合庁 5 号館 18F	
人事院職員組合（人職）	TEL 03-3581-5311
〒100-8913 東京都千代田区霞が関 1-2-3 人事院ビル内	
全司法労働組合（全司法）	TEL 03-6272-9810
〒102-8651 東京都千代田区隼町 4-2 最高裁判所内	
沖縄総合事務局開発建設労働組合（開建労）	TEL 098-979-6658
〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2号庁 1 号館 1F	
外国人技能実習機構労働組合	TEL 03-3502-6787
〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合庁 5 号館 18F	
国家公務員一般労働組合（国公一般）	TEL 03-3502-6363
〒105-0003 東京都港区西新橋 1-17-14 西新橋エクセルアネックス 3F 国公労連内	
国家公務員共済組合連合会病院労働組合（国共病組）	TEL 03-3876-0615
〒110-0013 東京都台東区入谷 1-9-5 医療労働会館 7F	
国家公務員共済組合連合会宿泊施設労働組合（宿泊労組）	
〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸 1-5-1 KKR ホテル名古屋内	
全国大学高専教職員組合（全大教）	TEL 03-6802-4250
〒110-0012 東京都台東区竜泉 2-20-15 都築ビル 2F	
全国労働組合総連合（全労連）	TEL 03-5842-5611
〒113-8462 東京都文京区湯島 2-4-4 全労連会館 4F	